

福井市都市交通戦略協議会設置要綱

(設 置)

第1条 福井市において、総合的かつ戦略的な交通・まちづくり施策を図り、持続可能な将来都市像の実現のため、福井市都市交通戦略協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 「第2次福井市都市交通戦略」策定にかかる検討及び承認
- (2) 前号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組 織)

第3条 協議会は、学識経験者および交通事業者、関係団体代表者、行政から別表1の委員とし、必要に応じ別表1に掲げる者以外の者を委員又はオブザーバーとして追加することができる。

- 2 協議会は、会長・副会長を置き、別表1のとおり学識経験者をもって充てる
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 会長は必要に応じて、第5条の他に専門部会を置くことができる。

(会 議)

第4条 会長は、協議会の委員を招集し、会議の議長を務める。

- 2 協議会は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を認め、資料の提出、意見または説明その他の協力を求めることができる。

(幹事会)

第5条 協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は別表2のとおり、福井市の関係部局の課長級職員を幹事とし、必要に応じ別表2に掲げるもの以外のものを幹事又はオブザーバーとして追加することができる。

(事務局)

第6条 協議会及び幹事会の事務局は、福井市都市戦略部地域交通課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、委嘱の日から施行する。

別表1

< 福井市都市交通戦略協議会 >

区分	所属および役職	氏名
学識経験者(会長)	福井大学大学院教授	川本 義海
学識経験者(副会長)	福井県立大学教授	浅沼 美忠
学識経験者	福井大学大学院助教	浅野 周平
交通関連事業者	西日本旅客鉄道(株)金沢支社地域共生室交通企画室長	鹿野 剛史
	えちぜん鉄道(株)営業開発部長	佐々木 大二郎
	福井鉄道(株)鉄道部長	澤崎 幸夫
	京福バス(株)常務取締役	矢崎 孝明
	福井鉄道(株)自動車部長	福山 真也
	まちづくり福井(株)代表取締役社長	岩崎 正夫
	(一社)福井県タクシー協会専務理事	佐々木 貞明
道路管理者等	国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所長	宮本 久仁彦
	福井県土木部都市計画課長	増田 幹雄
交通管理者	福井県警察本部交通部交通規制課長	三ツ井 忠男
市民その他	福井市自治会連合会副会長	遠田 公一
	福井市老人クラブ連合会副会長	西川 征男
	福井県高等学校PTA連合会事務局長	直正 修一
	特定非営利活動法人ふくい路面電車とまちづくりの会副会長	畑 みゆき
	福井商工会議所地域振興部長	春日野 道治
	(公財)福井市観光協会専務理事	中川 伸一
国	国土交通省中部運輸局福井運輸支局首席運輸企画専門官	神戸 英至
地方公共団体	福井県地域戦略部交通まちづくり課長	西野 光
	福井県地域戦略部並行在来線課長	大石 秀昭

別表2

< 福井市都市交通戦略協議会 戦略策定幹事会 >

区分	部	所属
幹事長	都市戦略部	都市戦略部長
幹事	都市戦略部	交通政策参事官、都市整備課、都市計画課、新幹線整備課、地域交通課(事務局)、自転車利用推進課、情報統計課
	総務部	総合政策課、まち未来創造課
	市民生活部	環境政策課
	福祉保健部	地域包括ケア推進課
	商工労働部	商工振興課、おもてなし観光推進課
	農林水産部	農政企画課
	建設部	監理課、道路課、住宅政策課
協議内容により事業者	事業者	交通事業者

その他、適宜必要な部局担当課を追加する